

確認書類の照合省略に係る申出書

(申出社会保険労務士) に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなるが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

令和 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所

登録番号

氏 名

電話番号

《手続一覧》

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (2) 雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書
- (3) 雇用保険被保険者 60 歳到達時等賃金証明書
- (4) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- (5) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- (6) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- (7) 高年齢再就職給付金の支給申請
- (8) 介護休業給付金の支給申請
- (9) 育児休業等給付（出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金）の支給申請

なお、(1)に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。